

I 利用に当たって

この報告書は、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成28年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「28年活動調査」という。）の調査結果のうち、製造事業所について宮城県が独自に集計したものである。

1 28年活動調査の概要

(1) 調査の目的

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理事項を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

なお、工業統計は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした調査である。

(2) 調査の根拠

活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成23年6月17日総務省・経済産業省令第1号）により実施される。

なお、工業統計は、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成28年6月1日

(4) 調査の範囲

活動調査は、全国の日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所・企業を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 国及び地方公共団体の事業所
- ② 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ④ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ⑤ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

(5) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）のとおりである。

なお、活動調査においては、「事業所建築面積」、「事業所延べ建築面積」、「ボイラ用水」、「原料用水」、「製品処理用水及び洗じょう用水」、「冷却用水」、「温調用水」、「その他の用途に使われた水」を調査事項としていない。

(7) 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

① 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行った。

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査事業所

② 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 市区 — 調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

・総務省及び経済産業省 — 調査事業所

2 集計の概要

(1) 集計対象

本報告書は、28年活動調査の調査結果において、製造業に格付けされた事業所（以下「事業所」という。）のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「平成28年経済センサス-活動調査 速報集計結果<宮城県の概要>」などの産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。また、この報告書は確報結果である点にも注意が必要である。

なお、本報告書における主要項目（事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額）の内容については、平成29年11月30日に公表した「平成27年（2015）宮城県の工業（確報概要版）」を再掲したものである。

(2) 数値の定義

本報告書において、「平成23年」及び「平成27年」の数値は活動調査、その他の年次の数値は工業統計の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等などの経理事項については、表示年次における1年間の数値である。事業所数、延べ産出事業所数、従業者数については、活動調査はそれぞれ平成24年2月1日現在、平成28年6月1日現在、工業統計は表示年の12月31日現在の数値である。

また、事業所敷地面積等工業用地は、表示年の12月31日現在の数値である。

「平成27年」の事業所数、延べ産出事業所数、従業者数、品目別出荷額、品目別加工賃収入額については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査（品目別出荷額、品目別加工賃収入額は上位3品目のみ調査）分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額などその他の事項については、これらの調査分を含まない集計結果である。

なお、「個人経営調査票」は、調査員調査において、単独事業所又は新設事業所に配布した11種類ある調査票の一つで、28年活動調査時に新設されたものであり、記入者負担を軽減するなどの観点から調査事項が大幅に簡素化されており、そのため平成27年の集計結果に含まない調査事項がある（個人経営調査票における調査事項については、巻末（付録）を参照ください）。

従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している。なお、「平成28年経済センサス-活動調査 速報集計結果<宮城県の概要>」における付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である本報告書の結果とは異なっている。

製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

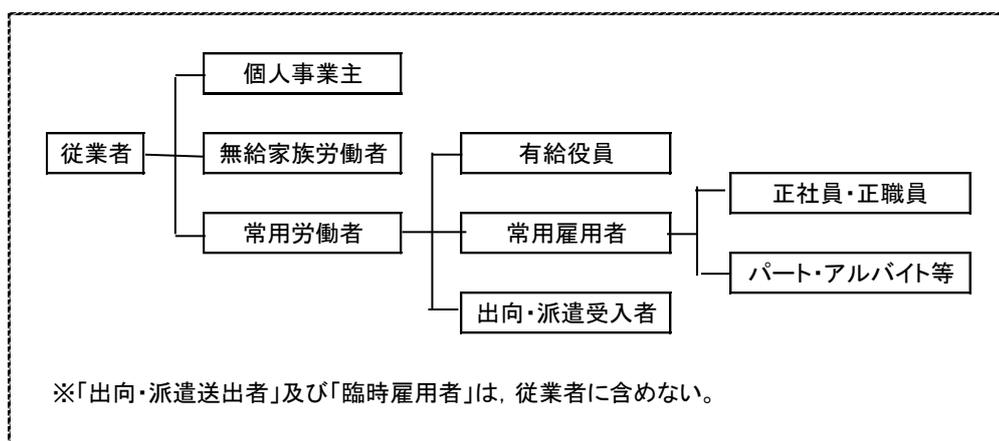
3 用語の説明

① 事業所

- 経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
- ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

② 従業者

調査期日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者は従業者に含めない。



ア 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

イ 常用労働者

以下における「有給役員」、「常用雇用者」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている人をいう。

なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「正社員・正職員」に含まれる。

エ 常用雇用者

以下のa、bをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」に分けられる。

a 事業所に常時雇用されている者

b 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

オ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。

カ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

キ 出向・派遣受入者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

ク 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

③ 現金給与総額（事業に従事する者の人件費）

表示年次の1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、
「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

※平成27年には個人経営調査票による調査分を含まない。

④ 原材料使用額等

表示年次の1年間における次のア～カの合計をいう。

※平成27年には個人経営調査票による調査分を含まない。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

カ 転売した商品の仕入額

表示年次の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

⑤ 製造品出荷額等

表示年次の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいう。

※平成27年には個人経営調査票による調査分を含まない。ただし、品目別出荷額、品目別加工賃収入額については含む（個人経営調査票ではいずれも上位3品目のみの調査）もの。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

- a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- b 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- c 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額

他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額

上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外の収入額をいう。

⑥ 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

※平成27年には個人経営調査票による調査分を含まない。

⑦ 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）

表示年次の1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

※平成27年には個人経営調査票による調査分を含まない。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

- a 土地
- b 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- c 機械及び装置（附属設備を含む）
- d 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

⑧ 減価償却額（従業者 30 人以上の事業所）

表示年次の 1 年間における数値であり、固定資産に係るもので、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された原価消費額の合計をいう。

※平成 27 年には個人経営調査票による調査分を含まない。

⑨ リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）

※平成 27 年には個人経営調査票による調査分を含まない。

ア リース

賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則とし中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

イ リース契約額

新規に契約したリースのうち、1 年間にリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

ウ リース支払額

リース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、表示年次以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

⑩ 工業用地及び工業用水（従業者 30 人以上の事業所）

※平成 27 年には個人経営調査票による調査分を含まない。

ア 事業所敷地面積

事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。

イ 事業所建築面積

事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいう。また、調査日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めている。

ウ 事業所延べ建築面積

事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。

エ 淡水

水源別用水では次のオ～ケ、用途別用水では次のサ～タをいう。

オ 工業用水道

飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

カ 上水道

一般の水道水のこと、飲料に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

キ 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧泉から取水した水をいう。

ク その他の淡水

公共水道、井戸水のいずれにも属さない淡水であって、回収水にも属さないものをいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場から供給を受けた水などをいう。

ケ 回収水

事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水をいい、上記の施設を通さずに循環して使用しているものも含んでいる。

コ 海水

海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

サ ボイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。

シ 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、あるいは製品原料の一部として添加使用された水をいう。

ス 製品処理用水及び洗じょう用水

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用された水をいう。

セ 冷却用水

工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用された水をいう。

ソ 温調用水

工場内の温度又は湿度の調整などのために使用された水をいう。

タ その他の用途に使われた水

ボイラ用水、原料用水、製品処理用水及び洗じょう用水、冷却用水・温調用水に含まれない就業者の飲用、その他の雑用水をいう。

⑪ 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

⑫ 推計消費税額

平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものである。

⑬ 内国消費税額等

消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。

⑭ 国内企業物価指数

国内市場向けの国内生産品の企業間取引価格を生産段階または卸売段階で調査した指数で、日銀が調査・公表している。

⑮ 算式

生産額及び付加価値額などの諸算式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ア 生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &\quad + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

※従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額と加工賃収入額の計の数値を生産額と読み替えている。

$$\text{イ 純生産額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額}$$

$$\begin{aligned} \text{ウ 付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

※付加価値額は、従業者30人以上の事業所のものであり、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額の数値を付加価値額と読み替えている。

$$\text{エ 粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等}$$

$$\text{オ 原材料率} = \text{原材料使用額等} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{カ 償却率} = \text{減価償却額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{キ 現金給与率} = \text{現金給与総額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{ク 付加価値率} = \text{付加価値額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{ケ 1事業所当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) / \text{事業所数}$$

※平成27年では個人経営調査票による調査分を除いた事業所数で除している。

$$\text{コ 従業者1人当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) / \text{従業者数}$$

※平成27年では個人経営調査票による調査分を除いた従業者数で除しており、「従業者1人当たり付加価値額」及び「従業者1人当たり現金給与総額」も同じ。

$$\text{カ 有形固定資産投資総額} = \text{資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減} (\text{増加額} - \text{減少額})$$

⑯ 産出事業所

産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所が集計されている。

⑰ 従業者規模

本文、表及びグラフ中の「従業者規模」の区分は、次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模
小規模層	4～9人, 10～19人, 20～29人
中規模層	30～49人, 50～99人, 100～199人, 200～299人
大規模層	300～499人, 500～999人, 1,000人以上

⑱ 寄与度

あるデータ（統計値）を構成する項目の増減が全体の伸び率をどれほど押し上げ（押し下げ）ているかを示すものである。

本報告書では、「構成比×前年比」で表している。

4 産業分類の名称等

(1) 事業所の産業の決定方法

① 一般的な方法

- ・ 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- ・ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定する。それを最終的な産業格付けとする。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

(2) 産業分類の例外

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本報告書における例外については次のとおりである。

- ・ 本 報 告 書・・・1421 洋紙・機械すき和紙製造業
(1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)
- ・ 日本標準産業分類・・・1421 洋紙製造業
1423 機械すき和紙製造業

(3) 「略称」及び「産業 3 類型」の区分

本文、表及びグラフ中の産業名の「略称」及び「産業 3 類型」の区分は、次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類	産 業 3 類 型		
		基礎素材型 〔基〕	加工組立型 〔加〕	生活関連・ その他型 〔生〕
食 料 品	09 食料品製造業			○
飲 料 ・ た ば こ	10 飲料・たばこ・飼料製造業			○
織 維	11 繊維工業			○
木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	○		
家 具 ・ 装 備 品	13 家具・装備品製造業			○
パ ル プ ・ 紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○		
印 刷	15 印刷・同関連業			○
化 学	16 化学工業	○		
石 油 ・ 石 炭	17 石油製品・石炭製品製造業	○		
プ ラ ス チ ッ ク	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	○		
ゴ ム 製 品	19 ゴム製品製造業	○		
皮 革 製 品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業			○
窯 業 ・ 土 石	21 窯業・土石製品製造業	○		
鉄 鋼	22 鉄鋼業	○		
非 鉄 金 属	23 非鉄金属製造業	○		
金 属 製 品	24 金属製品製造業	○		
は ん 用 機 械	25 はん用機械器具製造業		○	
生 産 用 機 械	26 生産用機械器具製造業		○	
業 務 用 機 械	27 業務用機械器具製造業		○	
電 子 部 品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		○	
電 気 機 械	29 電気機械器具製造業		○	
情 報 通 信 機 械	30 情報通信機械器具製造業		○	
輸 送 用 機 械	31 輸送用機械器具製造業		○	
そ の 他	32 その他の製造業			○

※「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」については、次ページ表を参照

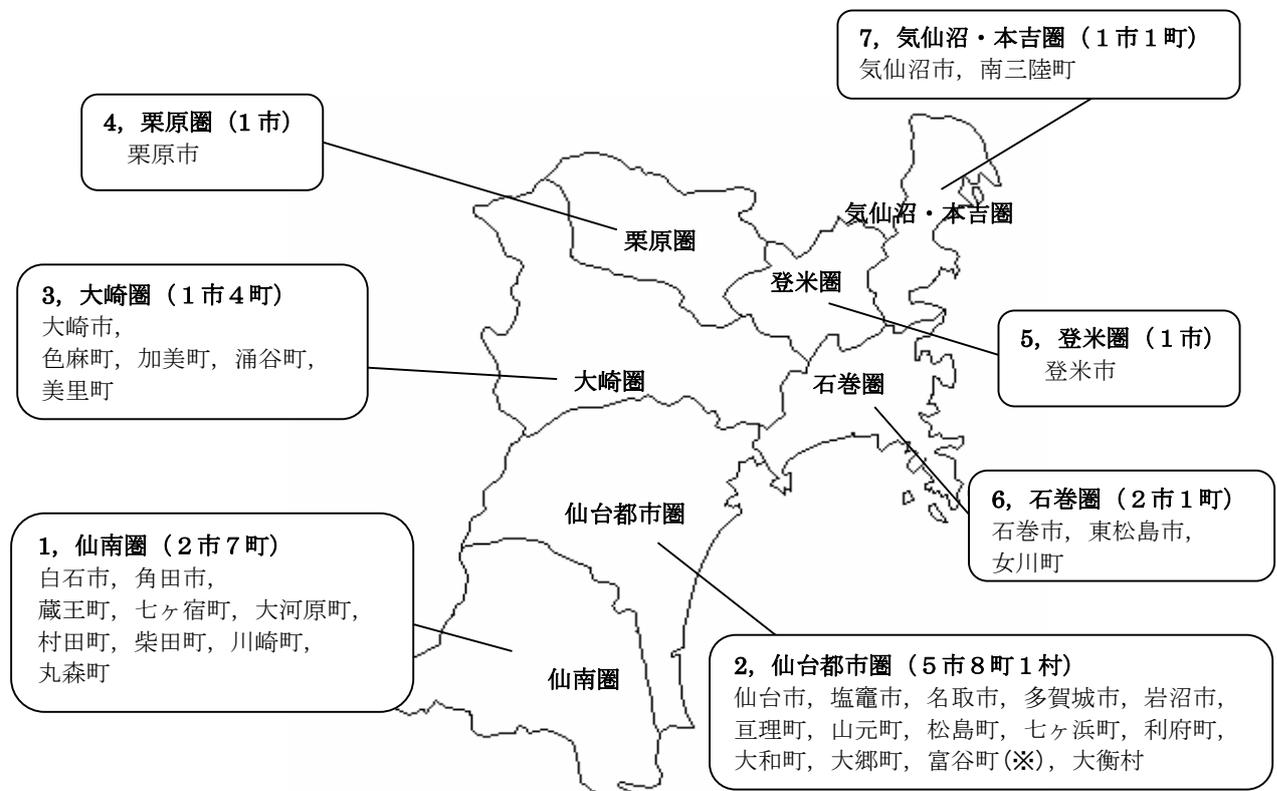
(参考) 中分類「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、以下のとおりである。

※プラスチック製であっても、以下の製品を製造する事業所は各々の産業に分類されるもの。

製造品名	分類番号	製造品名	分類番号
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製板	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき, ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板, 標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル, 模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具, 運動用具	325		

5 広域圏及び市町村区分

本文、表及びグラフ中の「広域圏」の区分は次のとおりである。



※富谷市は、調査期日(平成28年6月1日)

時点ですらえ富谷町としている

6 留意事項

- (1) 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。
 - ① 日本標準産業分類の改訂に伴って、工業統計調査用産業分類を改定しており、平成 14 年調査からは「もやし製造業」、「新聞業」及び「出版業」が、工業統計の対象外となっている。

したがって、前の調査年と比較する場合に注意を要する。
 - ② 平成 19 年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉した事業所を除いたもので計算している。

また、平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数値とは接続しない。
 - ③ 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年の数値を 20 年の分類で再集計し計算している。
- (2) 数値は、特にことわり書きのない場合、従業者 4 人以上の事業所で集計している。
- (3) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」は、皆無、又は該当数値がないもの。

「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。

「△」は、減少を示すもの。

「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。さらに平成 27 年が秘匿する必要がない箇所であっても、増減比較する対象年次が秘匿であった場合、増減額及び増減率を「x」とした。
- (4) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。
- (5) 本報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「平成 27 年宮城県の工業（平成 28 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計結果の概要）」による旨を明記されたい。

問合せ先

宮城県 震災復興・企画部 統計課 商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載されております。

全国の集計・データについては、総務省統計局又は経済産業省のホームページをご覧ください。

(総務省統計局) <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/index.htm>

(経済産業省) <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>